

農山村社会の男性中心的な構造特性の問題性と 変動性に関する一考察

畠 山 正 人*

Abstract

This paper sees how male-dominated social structure in rural areas of Japan is created and reconstructed. In this work, it is emphasized that, while many researchers have addressed women – especially women newly married and newly coming to their husbands' hometown – are interacting with their new society and becoming change makers against this structure, not only women but also men are acting as agency to change it.

Focusing on the style of family ownership and rural community management, we find out male-dominated structure entire rural society. It is assumed that, therefore, rural society imposes responsibilities with regard to the continuity of their family and hometown upon men – especially eldest sons who was born there.

On the other hand, this report shows the reality that some men also have a feeling something is out of place in this society and sometimes make an unusual acting.

Moreover, it is addressed that femininities and masculinities, the style of home ownership and daily social interaction between women and men in rural society have become more and more diverse. Although this paper prove this tendencies by author's research, more empirical studies are needed to see dynamics of social structure in rural areas.

1. はじめに

1.1. 目的と背景

小論では、農山村における男女共同参画の現時点での問題状況を、地域社会全体から概観する試みを行う。具体的には、農山村社会の「男性中心性」が如何に形成され維持されるのかを整理しつつ、それが現状において、地域社会全体に、つまり女性のみならず男性に対して如何なる問題状況を引き起こしているかを概説する。そのうえで、その状況がどのように揺り動かされつつあるのかの展望をも示していくこととしたい。

さて農山村においては、女性起業をはじめとした活発な女性ネットワーク活動が注目を受けるとともに、地域の持続可能性を高める主体としてしばしば期待されてきた。だが同時に、このような女性活動の長期にわたる進展の最中であってなお、地域社会においてはいまだに男性中心的意思決定がなされるという二重の構造が、現在の農山村を色濃く写している。このような状況下では、能力形成を自ら成した女性でさえ農山村社会の意思決定場面からは疎外され続ける状況、つまり、地域社会における男性中心の在りようの不変的状況が、より深刻かつ潜在的に残存してしまうことが懸念される。

加えて近年、30歳代女性の多寡が地域の人口安定化対策において決定的に重要であること

* 金城学院大学国際情報学部准教授

が強調されている¹⁾が、特に婚入女性の地域生活を巡る悩みや不安等の感情は、地域社会全体では（半ば意図的に）看過され、本人の個人的な忍耐に解決策を強いることが殆どだった。

ただそれらに加えて近年では、このような農山村の規範の中で、男性をも「生きづらさ」を感じるケースも浮上してきている。小論において後述するように、農山村で根強く残る「家産の男子への相続」という社会的要請は、後継する男子にとっても葛藤を生む契機となりうる。また女婿が地域の中核的リーダーになり難い状況がしばしば散見されることから、地域社会の「男性中心性」は全ての男性に等しく完徹しているわけではなく、一部の男性はその状況にある種の閉塞感を感じていると考えられる。

このような、地域の男性中心的な構造の行き着く先は、一方での女性の地域社会からの離脱と、他方での男性の地域社会での疲弊、そしてそれによる地域社会の解体でしかないだろう。地域自主運営の将来に対して多くの地域が先行きの不安を抱えているいま、そのレベルでの男女共同参画は喫緊の課題になっている。

例えば藤井(2007: 72-74)が指摘するように、女性の立場に立ったうえでの規範的なレベル(女性が「個」として生かされる社会の実現)、また実質的なレベル(多様な人材の参画による意思決定の「質」保証)において課題化することは当然ながら、小論では、それが男性をも含めた農山村地域全体のよりいっそう深淵な共通課題になっていることを指摘していくことをも目的としている。

1) 例えば持続可能な地域社会総合研究所はそのウェブサイト上で、全国の中で人口動態の面で持続可能な地域を公表しているが、その根拠となる指標として30歳代女性の経年変化を採用している(<http://www.susarea.jp/> 最終アクセス日 2017/10/20)。

1.2. 女性の農山村社会への参画の困難性とその顛末

ところで、現代農山村の女性が置かれた立場や立ち位置について、これまで既存研究は、その問題性を明らかにするのみならず、それを乗り越えようとする女性の姿をも描こうと試みてきた。

例えば女性ネットワークの形成を契機とする女性のエンパワーメントは、もちろん能力形成の視点で語られることもあるが、その奥行きは深い。そこでは、個人のレベルでの技術習得や経済的資源へのアクセス(拙稿 2006)にはじまり、家族経営の担い手としての経営者意識の醸成(西山・吉田 2001)、さらに地域社会のレベルで見れば、社会規範に潜在する女性差別の意識化(千葉 1999)、公益的活動への志向性(澤野 2012)に至るまで、個人、家、地域社会にまたがって影響を及ぼそうとする女性の姿が描かれている。

ただしこのような状況下においても、地域自主運営場面、つまり地域社会全体に影響を及ぼす意思決定場面においては、女性の参画がより困難であることが指摘され続けてきた(秋葉 2007a)。

そしてその顛末としてしばしば、女性が地域社会への参画を躊躇(川手 2000)したり、既存の状況の変革よりもむしろ新たな価値の創出に意義を見出したり(藤井 2007)する可能性をもたらし、そこにおいて地域社会の不変性はよりいっそう強まることが懸念される。そしてそのような傾向をふまえ、藤井(2007: 96)は、「意思決定の場が男性中心的に運営されているからといって、その運営に魅力がないからといって、制度としての地域社会に女性がいないという状況は、個々の女性たちがそれを不幸に思っていないとしても肯定できるものではない」と警鐘にも似た言及をなしている。

つまり、農山村女性を巡る問題状況において

繰り返し指摘され続けているのは、農山村社会には一貫して男性優位の秩序が存在し、その社会全体での変化は、よりミクロな相互作用場面での変化の積み重ねを経てもなお、困難だということである。ゆえに求められるのは、そのような一貫した男性優位の状況が、果たして如何に構築され維持されているのか、ということを読み解いていく作業だろう。このような問題認識から小論では、続く節において、その状況が生まれる背景に触れていくことにしたい。

ただし農山村社会は、労働場面、生活場面、意思決定場面などの至るところで女／男の非対称的な状況に依存しながらの行動が繰り返され、それが複雑に折重なりながら現在の状況を形づくっている。その全場面での女／男の非対称性の議論の全てを、小論に負うことは難しい。そこで以下では、特に土地所有の面での制限と、地域社会での意思決定過程への参画の面での制限の二つを射程に置き、それらが極めて男性優位に陥り易い状況を整理していく。そのうえで、それが近年の地域生活の現場において、如何なる問題状況を引き起こしているのかを議論していく。

2. 農山村の社会的資源の獲得における男性中心性

農山村においても女性は次第に、知識、情報、対人関係、金銭などの様々な社会的資源へのアクセスが可能になってきている。だが一方で現代においても彼女たちは、土地資源へのアクセス、厳密にはその契機となる家産の相続において、男性との強い非対称的な関係性が見受けられる。そこで以下では、その一般的パターンと、それを一定のパターンへと方向付ける様々な慣行や価値観に射程を置き、議論を進めていきたい。

2.1. 家の相続

長谷部（2011）によれば、特に日本的な意味における家は、「連続」することと、その連続性を保証する一連の取り組みを成すことをその成員に課す。従って、そこにおける家の「相続」とは、単に財産を相続するという意味に終止せず、家の連続性を担保するような諸々（具体的には、家屋に加え、カミやホトケを護る、家族員を護る、土地を守ることなど）を引き継ぐことと強く結び付いている。そして特定の相続人を据え、その一切を取り仕切ることを、その被相続人に強く要請している。

ところで、男性さらには年功序列による家の統治を「家父長制」と定義するならば、農山村における相続の在りようは、しばしば家父長制的な相続の在りようが根強く残るとみられる。ではそれは、どのようにして残存しているのだろうか。

周知のように家父長制的な相続の在りかたが制度として定着していたのは、旧民法の施行期間において「のみ」であり、その意味では、このような家の在りかたはある種の社会的構築物であったといえよう（上野 1994：69-74）。それまでの日本社会においては、相続の対象者（長男、姉、末子、または選択式）やその在りよう（分割か単独か）には時代差、地域差がありえていた（長谷部・高橋・山内編 2009：217）。そのような地域差がありながらも、旧民法では、戸主による相続（家督相続）と、戸主以外の相続（遺産相続）とを明確に区分し、前者を単独の長男子が継承し、後者を条件なく分割相続する制度に統一されることになっていった。

さてこれに関連し、農山村においては現代でも、特に永きにわたって継続している家においては、カミ（産土神など）、先祖ボトケ、土地、そしてそこに建てられた家屋は、分かち難く結び付き合っているという認識が根強い。つまり、農地を管理し、家を管理し、土着のカミを祀り、

ホトケが眠る仏壇や墓を管理することは、各成員が「個別的に」行うのではなく、特定の個人が責任を持ち「一体的に」管理がなされる必要がある。このような継承の在りかたは、繰り返すように単なる財産相続ではなく「責任」の相続ともいえる。つまり相続は、現代の農山村においてもなお、「家の連続性を担保する責任とその遂行に関わる相続」と「それ以外の相続」とに区別されると想定されうる。

その意味では、先に見た旧民法における家督相続と遺産相続の区別の仕方との連続性が垣間見える。加えて、様々な相続の在りかたが混在していた近世においても、分割できない地位の継承は単独相続であることが通例であった（坂根 1996：61）ことを考えると、特に「家の連続性を担保する責任とその遂行に関わる相続」においては、男子かつ単独での相続という慣行が、歴史的变化の過程においても一定程度引き継がれていると想定されうる。

実際に現代においても、特に農山村では、「家の連続性を担保する責任とその遂行に関わる相続」が単独の男子に相続される一方で、「それ以外の相続」がそれ以外の子及び配偶者に分割して相続されることが多いと考えられる。例えば長男子が家屋、土地などの不動産を相続される一方で、その他の男子や女子が、その代替として金銭などを相続される傾向は、この慣行の現代的な再構成物だといえよう。

2.2. 「郷土愛」と「母性愛」という言説

それと同時に、社会的に幅広く是認され、かつこの女／男の非対称的な慣行をより強化するような言説が流布されている状況も、認められるだろう。ここではその例示として、「郷土愛」と「母性愛」という、農山村と、その中で生きる女性と男性とに関わる代表的な二つの言説を取り上げてみたい。

まず「郷土愛」について。郷土性は芸能、食、歴史、文学、自然などの様々な要素と結び付き

合いながら、学校や地域という場を通じて、我々の人格意識の形成に大きな影響を及ぼしている。その意識の高まりは地域社会の強い連帯感と、地域を担うことに対する一種の責任感とを醸成する源泉となるがゆえに、その促進が地域社会において強く求められているとされることが多い。

だが、郷土愛を育む機会は女／男に平等に配分されているわけではない。例えば地域資源の管理や祭事の場面など、その機会は男性に優先的に配分されることが多い（秋葉 2007b：133-136）。また特に、婚姻を契機として地域に参入した女性は（そしてこのような女性は農山村における婚姻のパターンとしては大きな比重を占めるのだが）、そもそも、生まれ育った郷土を離れ新たな郷土に参入することが基本的な前提となっている。すなわち、郷土を守る責任を負う絶対的な主体である男性に対し、農山村の特に婚入女性は、婚姻によって生まれる新たな郷土とのつながりを少しずつでも見出していかなければならない。

しかし、そのことが郷土愛の育成の現場で公に議論されることは殆どない。「郷土愛」という言説は暗黙のうちに、地域において女性と男性とがなすべきことに対して、「男性＝郷土を守る」、「女性＝郷土に加わる」という異なる義務を各々に課しているものであると捉えることができるだろう。

また「母性愛」という言説も、女／男の特定の在りかたを強く印象付ける装置となる。例えば江原（2001：43-44）は「母性愛」を、女性の在りかたを規定する様々な緒言説と結び付けて論じている。その言説は例えば、「母への愛」という形で女性の愛の対象を子に限定するし、「子の育児のためには母親の積極的関与がなされる必要がある」という行為を課すこととも結び付く。

ただし一方で「母性愛」は、その対象である子（特に男子）の行為をも方向づけている。そ

の対象となる男子(特に長男子)に対しても、「母に対する孝行をすることは当然のこと」、「父に代わり母と家とを守るのは当然のこと」といった義務へと男性を方向付ける言説となりうる。その意味では「母性愛」も、女／男の性別カテゴリーを明確化させ、各々の行動パターンを方向付ける諸々の言説と強く結び付けていくものといえるだろう。

すなわち、「郷土愛」や「母性愛」といった言説は、(それが言説であるゆえにある種の正統性を得ていると言えるものの)「男子=家の連続性を担保する存在」、「女性=それに従う存在」という慣例と強く結び付き、女／男を一定の行動パターンへと誘うものだとみなせるのである。

2.3. 家の相続の正統性のスペクトラム

ところで新民法のもとでは血縁の有無は問われないものの、その相続人は戸籍に基づく家族関係が認められる者(配偶者、兄弟姉妹、子や孫など)に限定されている。戸籍上の男子の不在により、男子への相続が叶わない家もありうるが、その場合、相続の在りかたはどう変化するのだろうか。

一般的にはその場合、養子縁組と抱き合わせで女婿を迎え入れる風習が、特に農山村において一般化されてきた。つまり女婿となる男子に「家の相続権」を付与することを前提とした養子縁組を行うことで、自らの後継者となる男子に「家の連続性を担保する責任とその遂行に関わる相続」を成してきたのである。

ここからいえることは、繰り返すように旧民法から新民法へと移行してもなお、「正統な相

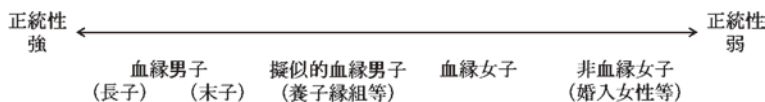
続人=男性」という価値観が、農山村社会の(あるいは日本社会全体においても)随所で根強く残っている傾向である。それゆえ相続の在りようの中に、女・男の強い非対称性が見出される。実際、婚入男性がそのように執り成される一方で、婚入女性が養子縁組をすることは、日本社会の中で殆どといっていいほど見受けられない。

ただし一方で、近年ではその相続の在りようが、わずかながらも多様化していく可能性もここでは指摘しておきたい。例えば大友・堤(2012: 134-135)に示されるように、事例としては少ないながらも、婚出女性や、家に対して大きな貢献をなしてくれた婚入女性に対する相続のパターンがありうる。また後述する愛知県奥三河の事例にもあるように、形式的には嫁取り婚ながら、男性が女性の実家に移住するような状況も、近年では時折にせよありうることである。

このような実態を「特殊なケース」とするか否かは議論の余地があるが、いずれにせよ、家を継続させるための相続の実際のパターンは、その家の置かれた文脈に応じてオプションがあることは指摘できるだろう。その在りかたは固定的ではなく、現実問題としてある程度の柔軟性を持って執り行われるものなのである。

このことをふまえ小論では、家の相続に関して、現代の農山村においては図1のようなスペクトラムが底流していると想定する。長男子相続を基本(つまり、最も正統性の高い相続の在りかた)としながらも、それでもなお確かに様々なパターンがありうることを、図1は示している。また同時に、様々なパターンがありながら

図1 家の相続の正統性のスペクトラム



出所：筆者作成。

も、「相対的には」男性優位の状況にあることも示している。

ただし先に見たように、このスペクトラムにおいては「伸縮」が起こりつつあることも想定される。例えばその状況如何では、場合によっては長男子ではなく末男子に相続される余地が残されたり、場合によっては男子ではなく女子に相続されたりするような可能性を残している。

3. 地域社会における意思決定の男性中心性

前節では、現代においても家産の男性優位的な継承がなされていることを見た。ではそのことが、農山村社会の地域自主運営場面においてもなお、男性中心性を生み出しているのだろうか。そのことを探るため、以下では、農山村の自治運営場面での成員性が生み出される成り立ちについて議論を進めていく。

3.1. 農山村社会の意思決定の成員性

農山村の意思決定場面では、個人ではなく家を基礎単位とすることが一般的パターンである。その際、その代表者（つまりここでいう「家の連続性を保つことを継承した者」）が、家どうしの連合体における成員性を得る制度が根付いている。ではその代表制の根拠とは、何なのだろうか。

これに密接に関わっているのが、家と家とが結び付くそもそもの契機である。そもそも家とは、個人が社会の中で生き抜いていくための相互扶助の単位だと、機能的に定義できる。ただし一つ一つの家の中においても解決できない生活課題は山積しており、またその中には共通する生活課題が多い。例えば除草や水管理などの農業関連の作業、除雪などの肉体労働、冠婚葬祭、防犯、防災、福祉、教育などがそれに該当するだろう。また農林漁業が現代のように機械化されていない時代においては労働交換（ユイ・

モヤイ）などが必要不可欠であった。このように家と家とが相互に結び付く際、そこに一定の執り決めを行う場の必要性が生じるが、家を基礎単位とした結合であることから、その場において各戸で参加人数が異なるのは極めて不自然である。それゆえ、家から1人の代表者を設定することが通例となっている。

これに、農山村に特有の「土地の総有」（鳥越 1985：98-99）という感覚が加わる。農山村社会には個々の家が持つ私有地と、財産区などによって管理される山林、農業水利、道路などの共有地とが複雑に絡み合っている。それゆえ農山村の住民はしばしば、各々の私有地に覆い被せるように、それら全てを抱き合わせにして「地域の先人から脈々と受け継がれてきたムラの土地」という感覚を持つことがある。であるがゆえに住民は、土地の名義変更、転居などに際して、それが私有地であるにも関わらず、近隣住民との事前伺いなどのデリケートな対応をすることが多い。

この総有の感覚をふまえるに、各々の私有地を管理することを義務付けられた相続人が、総有地としてのムラの相続人となるに相応しいと考えることは理にかなっている。また一般的には、図1で示した相続のスペクトラムに従うように、地域社会の中核的リーダーと、そのフォロワーが決められていく傾向も指摘できる²⁾。

実際、筆者がフィールドとしている愛知県豊田市の奥三河地域のある自治区では、2005年（平成大合併）後の10年以上の区政中において、2年任期で再任のない（つまり順次入れ替わりが起こりやすい）規則ながらも、区長にも副区長にも女婿が（もちろん女性も）座したことはない。その位置はこれまで全て、地元出自

2) ただしここでの言及は、家と家との関係性については咀嚼していない。例えば出自する家の家格によって地域社会への影響力は異なるが、ここで議論することはひとまず置いておきたい。

の男性で占められていることから、家の相続を巡るスペクトラムと、地域社会の意思決定を巡るリーダー・フォロワーとの区別との間には、一定の連続性が認められる。

3.2. 家と地域社会のフラクタルな構図

ところで、農山村社会の意思決定の参画者と、家の代表者(=その家の連続性に責任を負う者、いわば戸主)とが重複していることを先に述べたが、それ以外の家族員は、地域社会の自治においてどのような立場を付与されるのだろうか。この問いに対応してしばしば見出されるのは、地域自治における性別/年齢階梯別組織である。

それは一様ではないが、夫を中心に夫の父母、妻、男子、男子の妻の三世帯家族が成立している家がある地域で主流なのであれば、地域社会でも彼や彼女を受け入れるように、自治組織を中心に老人会、婦人会、若者連、フレッシュミズなどの性別/年齢階梯別組織が存立するパターンがありうる。

その際、地域社会のレベルにおいても家の中心となる男性は、地域の意思決定の中核的な場に参加し、(男性を含め)その他の家族員はその決定を下支えする場に参画することが通例となる。そして現に地域社会では、この性別と年齢階梯別の要素が組み合わさる中で、女性が男性を「下支え」することと交差するように、より若い層が年配の層を「下支え」することが求められている(鳥越 1985: 161-164)。

ただしここにおいてもなお、「総体的には」男性がより優位な状況が根付いている。つまり、男子が年齢階梯別のより下位の組織に周辺的な参加を行い、いずれは地域全体の意思決定に関わる場へと十全的な参加をするのに対し³⁾、女

性はフレッシュミズから婦人会へと移行する中で、あくまで「下支え」の役割に終始するのが通例だからである。ここに、家において女性が担う(と期待される)「従」の役割が、地域社会においても一貫されている状況が伺える。

ところで、これに関連して、筆者が2008年に岩手県岩泉町で行った、ある女性に対する調査記録を参考に、やや立ち入って検討してみたい。

彼女は50歳代で、結婚を契機に夫の生家に移住した婚入女性である。調理の技術を磨き、その高い専門知識を有することから、隣接する自治体で女性向けの調理講習会の講師依頼を受けることがしばしばある。その度に新しい料理を考案し、それを講師として教示し、その評価を受ける一連の過程を、本人は、「相手のためでもあるが、それよりもむしろ自分の成長にもつながる」から続けているという。

一方でその夜、今度は地元の中で、近々行われる催事の準備を行うため、婦人会の集まりに参加していた。そこで本人は、近所付き合いのある地元の女性に混じり談笑をしながら、周りの女性と同様にきばきと工作をこなしていた。その帰りに、「ご近所とたまに会って話すのもいいもの」だとも述べていた。

この女性は、地域の外部(講習会)と内部(婦人会)との間で、いわば「二重の役割」を演じ

められるような)形で参加をしていくが、その参加の在りかたは、周辺部から徐々に中核部へと至るような過程でなされる。その過程を通じて成員は、その社会の一員として成熟していくのだと捉えられている。ここで見ている農山村社会の年齢階梯別組織も、このような参加の形態と共通性あるものとして把握されうる。

3) ここでいう「周辺的参加」、「十全的参加」は、Lave & Wenger (1991=1995) の正統的周辺参加の議論を参考にしている。そこによれば、社会の新たな成員は当初より正統的な(公然と認

ていると考えられる。実際、創造的な活動であり自己成長の機会にもつながる前者に対し、後者はどちらかといえばルーティンワークであると見て取れる。それは双方ともに意味のあるものだが、そこで彼女が演じている役回りは明らかに異なっている。

確かに自治組織に内包される形で存在する婦人会は、近隣の女性どうしの関係性を再確認し合う場として意義深い（彼女本人もそう述べているが）、一方で、男性中心的意思決定を「下支え」する役割を負うことが通例となる。そのような文脈において、彼女の外部との関わりは、「女性＝従」とする地域社会と「いったんにしろ心理的距離をとる」（原 2009：179）方法だったとも読み取れるだろう。

一方、補足的になるが、地域社会において女／男の区別を明確に打ち出すその他の外部要因も存在する。その代表格となるのは氏神信仰であろう。多くの場合、その土地に生まれた者はその土地の土着の神（産土神）を祀る者となるが、その代表となる氏子総代は、確実に家の代表者＝男性が選ばれる（秋葉 2007b：135-136）。このような男性中心化の要因は、多くは宗教的な理由となろう（多くの場合、宗教は男性中心になる）。家と地域社会の代表性が男性と強く結びつくもう一つの契機が、氏神信仰にあると指摘できる。

以上をふまえ、家と地域社会との間で、ある種の「フラクタル（全体にも部分にも共通の様相が見出されるような構造）」が見て取れることを指摘したい（図2を参照）。家の連続性に対して責任を負う相続の在りかたが男性中心になる傾向を先に述べたが、地域社会全体でも、これと同様の社会的要請の一般的パターンが指摘できるからである。

3.3. 農山村における「理想的な男性像」の不在

さて繰り返すように、家とその連続体である地域社会は暗黙のうちに、地域自主運営の中核

に在るべき男性像というものを設定している。そこにおいて理想像とされているのは、次のような男性であろう。すなわち、地元で生まれ、嫁を迎え、生家に住み、子を産み育てている長男子、であろう。

だがこのように表現すると直ちに気が付くことだが、このような「理想的な」男性は現代の農山村において、殆どマイノリティと叫んでいる。例えばそのような「主導的な」男性性⁴⁾が成立する前提として、それを支える女性（つまり、男性に付き従い夫の生家に住む女性）が必要となる。だがそのような女性像は社会全体において、ますます少なくなっているのではないだろうか。

このような状況から現実的には、多くの場合、養子縁組をした女婿、独身男性、夫婦別居型のUターン男性などが、彼の家を引き継ぐ立派な相続者として地域で立ち振る舞っても、何ら奇妙な点はない。だが繰り返すように、いまや農山村社会で多数派と呼べるような、彼らのような人物でさえ、地域社会の公的なリーダー（例

4) この「主導的（ヘゲモニック）な」男性性という概念は、Connell (1987=1993) から援用している。Connell は Gramsci の「ヘゲモニー」、つまり公然と正当化された優位的立場に関する概念を用い、あらゆる他の男性をも女性をも従える男性性があることを指摘した。この認識のもとでは、社会の成員の全てが、そのような男性性を持つ個人が、社会のリーダーとして相応しいとみなす。さらには、そのような男性性を持たない従属的な男性性は、社会の周縁的な立場にとどまるとされる。一方で女性においても、「主導的な」男性性に自らを適合させる「誇張された」女性性がありえ、反対にそれに反するような女性性もあり得ると想定した（ただしここで女性性は、あくまで男性に付き従う存在のままであることには注意が必要となる）(Connell 1993：265-272)。このような性の多様な在りようのモデル化は、小論で示したようなよりミクロな場面での女性と男性の在りようを説明するうえで有用だといえよう。

えば自治区長、JA 役員など) になるケースは、相対的に見て少ないか、場合によっては皆無であろう。実際には多くの地域において、公的なリーダーとして頻出するのは、先に見た「主導的な」男性であると考えられる。

ここから、既存の女／男の在り方が既に少数派であるにもかかわらず、それを前提として形づくられた地域社会がいまだに根強く維持されている様相が見て取れよう。このような不整合性を、図2のフラクタル構造にちなんで、図3のように表現してみたい。

農山村社会の全体構造の不変性の一方便、個人の行為や家の在りかたは徐々に変化しているが、農山村の女性に関わる様々な研究が示すように、その例外的な行為を、特に外部の社会と相互作用しながら担い続けているのは、主に女性であった。

農山村男性は、家や地域社会を担うことを本来的に義務づけられている(つまり、その社会構造に深く浸透し影響を受けることを要請されている)ために、女性と比較して大胆な例外的行為を行うことは稀だといえる。しかしながら次第に、その中の一部の男性も、農山村の「男

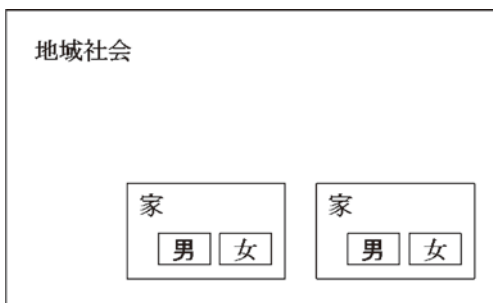
性中心のな」社会の中での自分の立場は、特権的立場というにはかけ離れていると気づきつつある。そしてその中で、男性をもある種の「生きづらさ」を感じていることをも懸念される。

つまり現代の農山村においては、その構造の至るところで同じ特性が見て取れるわけではない。むしろ、女性だけでなく、男性が織りなす行為場面においても、マクロな「男性中心的」構造では説明できないような、不整合が生じている可能性がある。

4. マクロな構造とミクロな行為場面での不整合性の実例

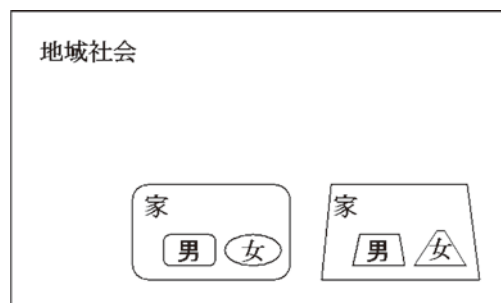
繰り返しになるが、図3のような農山村社会の現代状況を仮定すると、マクロな社会構造は不変性が強いものの、よりミクロな世界(例えば個人の行為や人と人との相互作用の場面)においては、次第に「男性優位」では説明のつかない事象が浮かび上がっていると想定される。そこで以下では、筆者の調査記録の中から、現に男性が行っている行為と、男性が女性との間で成している相互作用の二つの実例を取り上

図2 家と地域社会のフラクタルな構図



〈図2の概説〉
農山村社会では個人の行為、個人間の相互作用、そして家と地域の在り方のいずれにおいても、首尾一貫して同様の構図が見出される様相を示している。この中で、女性も男性も「男性中心的な」構造を再生産するよう行為する。
出所) 筆者作成。

図3 フラクタルな構図の不整合的状況



〈図3の概説〉
地域社会の構造特性と家の在り方や個人の行為などがズレを起こしている状況。社会構造から離脱できる選択肢を持つ女性のズレが相対的に大きい一方、既存の社会構造に組み込まれている男性のズレは、相対的に見てやや小さい。
出所) 筆者作成。

げて、その不整合性の内実を検討してみたい。

4.1. 男性による「例外的な」行為の事例

まず一例として、愛知県豊田市の奥三河地域に暮らす、ある男性と、その子息の行為に関する著者の調査記録について、以下、参考してみたい。

その男性は地元で生まれ育ち、農業を主業とし、妻との間で3人の男子に恵まれた壮年男性である。男子は3人とも既に他出し、うち2人は既に結婚し、他地で新たな家庭を築いている。彼は農業の傍ら、妻も参加する地元の生活改善グループに参加し、加工品の製造や販売を担ってもいたが、女性メンバー曰く「加工品づくりに必要な繊細さが無い」諸々の理由により、その関わりはやや疎遠になったようである。お茶飲みなどの女性と男性とが入り混じった交流の場面では、女／男とが分かれて対話することがしばしばだが、筆者が観察する限り、彼は男性側よりも女性側に座して話をしていくことが多い。

彼の子息の中で、最も頻繁に帰省しているのは末子である。妻の実家である隣村に住み、その子息もまた子を3人もうけている。農作業や祭事においてしばしば他出した子が手伝いで帰省するように、その子息もまた距離的な近さから頻繁に生家に帰省している。自分の生家ではなく、隣村の妻の実家に住み続けているのは主に仕事上の関係（職場からの距離が近いという理由）とのことだが、その子息自身は、「いつか実家に戻るという見えないプレッシャーがある」と述べている。ただし、彼の父親よりもむしろ母親が、そのことを強く望んでいるようであった。

さてこの短い記述の中でも、この男性は少なくとも「男性中心的に」振舞っていないことがわかる。またその子息も、決して無自覚に「家の相続」を望んでいるわけではなく、むしろそのような社会的要請と現状との狭間で葛藤を感じている状況が伺える。すなわち現時点の農山村社会において男性中心的意思決定構造が残存するからといって、その中で暮らす男性の全ての行動が、それに首尾一貫した形でなされているわけではないことが見て取れる。と同時に全ての男性が、その構造特性を再生産するように行動するわけでもないことが指摘されうる。

4.2. 近年における女性・男性間の相互作用

筆者が鳥根県雲南市の一つの自治区において行った調査結果を参考してみたい。

筆者はこの自治区の、平成初期（1989年から1996年までの期間）と平成の大合併以降（2008年から2011年までの期間）の二つの時点において、地域の合意形成を巡る大小の全ての会合の場（出席者の氏名が文書化されていたものに限るが）の参加者のリストをデータ化した。そのデータをもとにネットワーク構造の分析を行い、中心性の高い（つまり、会合の場において最も多く居合わせる）ネットワーク群を抽出し、その住民特性を調べていった⁵⁾。

その自治区において最も公的かつ大きな会合の場（地域内の中核的な合意形成の会議で、集落や地域の諸団体の代表が集まり、月1回行われる）は、男性を中心とする30名を越す成員からなり、女性の参加は限定的である一方で、上記により析出されたネットワーク群は、時代を経るにつれて徐々に変化しつつあることを示している（表1を参照）。

まず平成初期においては、区議会議員等の地域の公然のリーダーどうしが、会合で肩を並べ

5) その調査・分析プロセスについては、拙稿(2014)に詳しい。

表1 会合場面を巡る平成初期と平成合併期以降のネットワーク成員の比較

1989-1996年の間のネットワーク成員			2008-2011年の間のネットワーク成員		
性別	地域での主要キャリア	移住契機	性別	地域での主要キャリア	移住契機
男	町議会議員	地元出自	男	自治会会長	地元出自
男	町議会議員	地元出自	男	集落代表	地元出自
男	町議会議員	地元出自	男	元・消防団分団長	地元出自
男	町森林組合長	地元出自	男	公民館長	地元出自
男	自治会長	地元出自	男	元・消防団分団長	婚入
男	自治会副会長	地元出自	男	集落代表	Uターン
男	集落代表・自治会役員	地元出自	男	元・消防団員	地元出自
男	集落代表・自治会役員	地元出自	男	自治会事務局長	Uターン
男	集落代表・自治会役員	地元出自	男	自治会副会長	地元出自
男	集落代表・自治会役員	地元出自	女	公民館主事	地元出自
男	集落代表	地元出自	女	元・女性部代表	婚入
男	商工会	地元出自	女	女性部代表	地元出自
			女	地域マネージャー ⁶⁾	婚入

出所) 畠山 (2014: 120) を修正し作成。

る存在であり続けていたことが示されている。さらに彼ら(そのメンバーは全て男性であるが)の全てが地元出自であったことから、いわゆる「主導的な」男性たちが、マクロな意思決定場面でも、ミクロな会合の場面でも、首尾一貫して顔を突き合わせていた様相が伺える。

しかし、そこから20年弱が経過した平成合併後のネットワーク・メンバーは、緩やかにではあるが、変化している様子が伺える。まず徐々にではあるが、大小様々な集まりで顔を揃えるメンバーの中に、女性が加わってきている。また彼女たちと多くの場において肩を並べる男性にも、傾向の一定の変化が見取れるだろう。彼らの幾人かは、婚姻を契機とした参入者(つまり女婿)やUターン男性であり、ゆえに既存の地域社会の規範のもとでは、地域の中核的なリーダーとは想定されえない男性である。

確かに地域の中核的な意思決定の場において

は、いわば「主導的な」男性を中核とした地域自主運営が展開されているものの、大小を含めた様々な会合の場においては、段階的にはあるが女性が関わり、また男性も関わり合いを見せている。この女性と男性とのネットワークの中に、マクロな構造では把握しきれないミクロな相互作用が起きている可能性を指摘することができる。

5. 小 括

以上、小論では、農山村社会において男性中心的な構造が生まれる根拠を、家の相続と地域社会の意思決定の在りようの二点から議論していった。そしてそこにおいて強調されたのが、

6) 地域の諸活動を管理する有給職員。当時、雲南市の嘱託職員として、同自治区に配属されていた。

第一に、いまや、地域社会の構造的特質を再生産する優等生的な行為者＝男性とは認識できなくなっていること、そして第二に、それゆえ女性のみならず男性が織りなすミクロな行為や相互作用をも、徐々にマクロな社会構造との不整合性を起こしている可能性である。

一点目から整理しておきたい。農山村の家と地域社会の構造とを彩る登場人物は、次第に多様化してきている。

確かに家の相続においても、その連続体である地域社会の意思決定場面においても、「総体的」に見れば男性中心的な状況が根付いている。だがその中においても、「男」として評価される社会的資源の乏しい男性（多賀 2016：187）が確実に存在する。例えば地域との関わりを持たずに婚姻を契機に移住した女婿は、仮に家の正統な相続者である場合においても、しばしば地域社会の中核的人材の「枠外」ととどまる傾向にあった。かたや近年、夫婦の定住のパターンも家の相続の在りようも多様化しており、家の連続性を維持する負担を男性だけが担い続ける状況が崩れる可能性すらある。このような状況を鑑みるに、「主導的な」男性像を求める農山村の社会的文化的要請に、既に多くの男性が圧迫感を感じていると想定されうる。

また二点目に、一点目に示された状況の中で、（例えば地域外部との女性ネットワークを志向している）女性のみならず、（地域内部にどっぷり浸かった）男性もが、「例外的な」日常行動を引き起こそうとしていることを強調した。またその日常行動は、地域社会の一定程度構造化された環境下で、全くの無自覚に行われる社会的実践ではなく、むしろ様々な葛藤を経て採用／非採用が繰り返されていると考えられる。

農山村女性を巡る研究は、男性中心的に形づくられた社会構造と、女性どうしが織りなす諸活動との間に不整合性があることを、これまで強く見出してきた。それがいまや、男性どうしが織りなす活動、そして女性と男性とが織りな

す活動においても、見出せる可能性があることを、小論では指摘していった。もしそうであるならば、そのような女性と男性の行為の積み重ねが、社会構造を揺り動かすことにどう結び付いていくのかを、詳細に検討しなければならない。

以上、小論では、筆者のごく僅かな調査記録を手がかりにした端的な作業とその小括によって終止符が打たれたが、その中においても、このミクロ・マクロの連動性を読み解いていくためには、今後のより丹念な調査の積み重ねが求められていることを示していった。

参 考 文 献

- 秋津元輝（2007a）「農村ジェンダー研究の動向と課題」秋津元輝他著『農村ジェンダー—女性と地域への新しいまなざし』, pp. 1-33, 昭和堂。
- 秋津元輝（2007b）「地域への愛着・地域からの疎外—農村女性起業に働く女性たち」秋津元輝他著『農村ジェンダー—女性と地域への新しいまなざし』, pp. 111-143, 昭和堂。
- 千葉悦子（1999）「農家女性労働とジェンダー・イデオロギー—旧農業基本法から新農業基本法へ」『東北農業経済研究』第19巻第1号, pp. 13-22。
- Connell, R.W. (1987) *Gender and Power: Society, the Person and Sexual Politics*, Polity Press [ロバート W. コンネル (森重雄・菊地栄治・加藤隆雄・越智康詞訳) 『ジェンダーと権力—セクシュアリティの社会学』, 三交社, 1993年]。
- Connell, R.W. (2005) *Masculinities (2nd Edition)*, University of California Press.
- 江原由美子（2001）『ジェンダー秩序』, 勁草書房。
- 藤井和佐（2007）「克服か回避か—地域女性リーダーの歩『場』の構築」秋津元輝他著『農村ジェンダー—女性と地域への新しいまなざし』, pp. 75-105, 昭和堂。
- 藤井和佐（2011）『農村女性の社会学—地域づくりの男女共同参画』, 昭和堂。
- 川手督也（2000）「農村生活の変貌と20世紀システム—新しい変革主体としての女性の登場と家族・地域社会の変容—」日本村落研究学会編『年報村落社会研究第36集 日本の農村の

- 〔20世紀システム〕—生産力主義を超えて〕, pp. 117-149, 農山漁村文化協会.
- 原(福与)珠里(2009)『農村女性のパーソナルネットワーク』, 農林統計協会.
- 長谷部弘・高橋基泰・山内太編(2009)『近世日本の地域社会と共同性—近世上田領上塩尻村の総合研究I—』, 刀水書房.
- 長谷部弘(2011)『『家』を比較研究するための覚え書き—経済史研究の視点から—』『東北学院大学経済学論集』第177号, pp. 313-321.
- 畠山正人(2006)『農村女性のエンパワーメントとコミュニティ・ビジネスとしての農産物直売所』『研究年報経済学』第67巻CD版, pp. 1-41.
- 畠山正人(2014)『中山間地域における男女間ネットワークの形成過程』『金城学院大学論集(社会科学編)』第10巻第2号, pp. 110-121.
- Lave, J. and Wenger, E. (1991) *Situated Learning: Legitimate Peripheral Participation*, Cambridge University Press [J. レイヴ・E. ウェンガー(佐伯胖訳)『状況に埋め込まれた学習—正統的周辺参加』, 産業図書, 1993年].
- 西山未真・吉田義明(2001)『農村女性による起業活動の展開と個別経営発展に関する一考察—うつのみやアグリランドシティショッップを事例として』『千葉大学園芸学部学術報告』第55号, pp. 59-67.
- 大友由紀子・堤マサエ(2012)『女性農業社のライフコースからみた職業キャリアの展開—水沢地方農業担い手女性塾メンバーの場合より—』原珠里・大内雅利編『年報村落社会研究第48集—農村社会を組みかえる女性たち—ジェンダー関係の変革に向けて—』, pp. 107-144, 農山漁村文化協会.
- 坂根嘉弘(1996)『分割相続と農村社会』, 九州大学出版会.
- 澤野久美(2012)『社会的企業をめざす農村女性たち—地域の担い手としての農村女性起業』, 筑波書房.
- 多賀太(2006)『男らしさの社会学—揺らぐ男のライフコース』, 世界思想社.
- 多賀太(2016)『男子問題の時代?—錯綜するジェンダーと教育のポリティクス』, 学文社.
- 鳥越皓之(1985)『家と村の社会学』, 世界思想社.
- 上野千鶴子(1994)『近代家族の成立と終焉』, 岩波書店.